

令和3年7月8日

沖縄県議会文教厚生委員会 御中
沖縄県子ども生活福祉部障害障害福祉課 御中
沖縄県保健医療部感染症対策課 御中

障がいのある子どもの放課後保障連絡会沖縄
(放課後連沖縄)
代表 新垣香代子

新型コロナウイルス感染症の影響による要望書

日頃より、障害児施策の拡充にご尽力くださり、厚くお礼申し上げます。新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う学校の一斉休校措置等に対して、厚生労働省（以下「厚労省」という。）や沖縄県（以下「県」という。）からは、放課後等デイサービス（以下「放課後等デイ」という。）に対する支援策が出されてきました。しかし、その後の感染状況や学校の再開状況に変化が出てきたことから、いくつかの支援策は廃止され、現在に至っています。しかし現状をみても、沖縄県にのみ緊急事態宣言が現在も発令されており、分散登校やコロナ感染による休校を行っている学校もあります。このような状況にあっても、放課後等デイ事業所は、万全の体制をとって活動・支援を行っていますが、支援策がないために困難に直面している事業所もあります。全国放課後連が厚労省に提出した「分散登校時の報酬単価についての要望書」に合わせて、私共放課後連沖縄も以下、要望をいたします。

1、分散登校時の報酬単価は、学校休業日単価を適用できるようにしてください。

厚労省は、一度目の緊急事態宣言時において、学校が一部を休業とする分散登校を実施した場合には、学校休業日単価を適用することとする事務連絡を発出していました。今回の緊急事態宣言下での分散登校も、これに相当すると理解されます。ところが今回は令和3年（2021年）1月7日付け厚労省事務連絡での廃止により、学校休業日単価算定の不可との回答が、県よりありました。このことは、国、県のコロナ関連対応が一貫性を欠くこととなります。コロナ禍において、県民のためにその責務を懸命に果たしている事業所の安定的な運営のためにも、分散登校時の報酬算定は学校休業日単価を適用できるよう、県から国へ働きかけを行ってください。

2、6月休校時の報酬単価の取り扱い通知の発出を行ってください。

沖縄県教育委員会が発表した「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について」の通知による6月7日から20日の対象期間中、県立学校・各市町村立学校では休校・時差登校・リモート学習・自主登校等と、休校の対応が学校によって異なったため、6月利用分の国保連請求で

は「平日」「学校休業日」の、どちらとの判断がつきにくく、各学校・市町村への問い合わせ増加、過誤請求等の増加により、7月請求の大きな混乱が予想されます。そのようなことから、県福祉課から以前の「学校休業日単価の取扱い適用の終了について」の通知のように、報酬単価の算定についての詳細な通知を発出していただくことで、混乱が最小限に抑えられると考えられます。また、放課後等デイは上記の休校期間発令中は、各学校の児童に対応するため、職員の出勤時間や人数等を増やし、体制を整えて児童の受け入れを行ってきました。したがって、上記の休校中は学校の体制がどのようなようであったとしても、一度目の緊急事態宣言中と同じように休日単価での算定が適用できるよう策を講じてください。

3、通所支援事業職員のコロナワクチン優先接種を行ってください。

国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、沖縄県は「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針について」の方針を打ち出しました。新型コロナワクチン接種の促進「2 エッセンシャルワーカーに対する接種の推進」との記載がありますが、このエッセンシャルワーカーに通所支援事業の職員も追加していただき、優先接種できるよう要望します。日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会が新型コロナワクチン～子どもならびに子どもに接する成人への接種に対する考え方～の中で「子どもに関わる業務従事者等へのワクチン接種が重要であると考えます」と示しています。また、県の緊急事態宣言下の具体的実施内容の中で「感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する」とされており、感染リスクに脅えつつも出来るだけ開所し子どもたちの支援を続けています。その上、放課後等デイは児童の出席に応じた日額報酬制度になっており、職員のコロナ感染での事業所休業を余儀なくされた場合、事業所を維持できなくなることも予想されます。放課後等デイ事業は、障害のある子どもとその家族の生活を支える事業です。保育所や学校と同等に社会的に重要な本事業の職員に対して、コロナワクチンの優先接種ができるよう強く求めます。

以上